

## 第4回 名勝洗足池公園保存活用連絡協議会 文化財担当報告

## 報告2 都名勝洗足池公園指定範囲における

## 樹木更新に伴う現状変更申請について

## 1. 概要

名勝指定範囲の樹木の伐採・伐根・新植に伴う東京都への「現状変更等の許可申請書」（以下、「現状変更申請」と記載）の提出有無については、昨年度以来、東京都教育委員会と大田区担当者間で、複数回に渡り話し合いが行われてきた。前回までの連絡協議会では、樹木診断の終了、景観構成重要木の選定と更新スケジュールの決定が行われ、樹木整備の規範が示されたことから、ここで現状変更申請の提出要件を確認し、今後の当該事務手続きについて整理した内容を報告する。

## 2. 問題点の整理

## (1) 法令規則の確認と明文化の必要性

- ・現状変更申請の法令規制の共有・周知
- ・都への現状変更申請が必要なケースと不要なケースの、正確な把握
- ・これらの明文化によって、あいまいだった手続きの流れの整理

## (2) 都名勝洗足池公園内における樹木の「自然要素」（本質的価値）の確認

- ・洗足池公園は「都名勝」であるため、文化財保護法等法令に基づいた手続きを踏みながら、保護活用していく必要がある（保活 p.45～51・法令関係資料）
- ・景観構成重要木やそれ以外の樹木は、1本でも伐採を行う場合、名勝の景観を大きく変える可能性があり、洗足池公園の景観として取り込まれている重要な構成要素である。
  - ・景観構成重要木＝「風致景観を構成している主な樹木」（保活 p.57）  
保存活用計画で提言され、協議会を経て決定した区としての事業  
（保活 p.57、協議会第1～3回資料）
  - ・「スカイライン」の形成（保活 p.20～22）
  - ・本質的価値「自然要素」（保活 p.27等）

\*保活：『名勝洗足池公園保存活用計画』

### 3. 現状変更申請と「維持の措置」の理解

#### (1) 法令基準

前提：文化財保護法第125条1項（その他添付の法令参照）

「現状を変更（中略）するときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。  
ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置  
を執る場合（中略）は、この限りではない」

要申請

申請不要



維持の措置と非常災害が併記

…維持の措置とは、非常災害と同程度の重要な不測の事態を指す

「維持の措置」≠「日常の経年劣化」

「維持の措置」≠「(通常の維持) **管理行為**」

…公園**管理行為**は維持の措置ではなく、あくまで「計画的な現状変更」

#### (2) 区が処理する事務の範囲の「木竹の伐採」とは

東京都文化財保護条例施行規則

(区市町村教育委員会が処理する事務)

第25条4項「危険防止のために必要な伐採に限る」

例) 台風1週間前に発覚した枯損木の伐採・

既に倒木していた樹木の撤去・上記に相当しない剪定や草刈り

=区教委宛の報告・現状変更届出提出

要届出

(区教委)



#### (3) 結論—洗足池公園の現状変更に必要な手続き—

①都宛の現状変更申請→許可→施工→完了報告

上記法令・規定から計画的に実施する樹木の伐採等は全て**要申請**

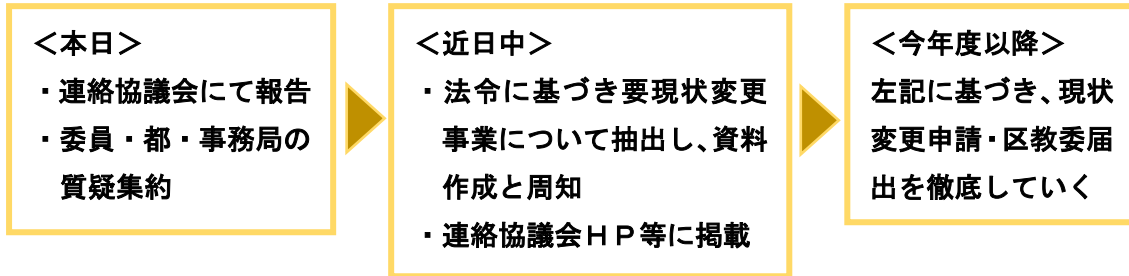
\*その他の判断基準…名勝の現状と指定当時の状況を変更する行為である

②区教委宛の届出提出

- ・自然災害・事故に関わる緊急的な事業（自然災害直前の予防・対策措置）
- ・草刈り・剪定などの非常に軽微な事業（景観への影響が極めて少ない）

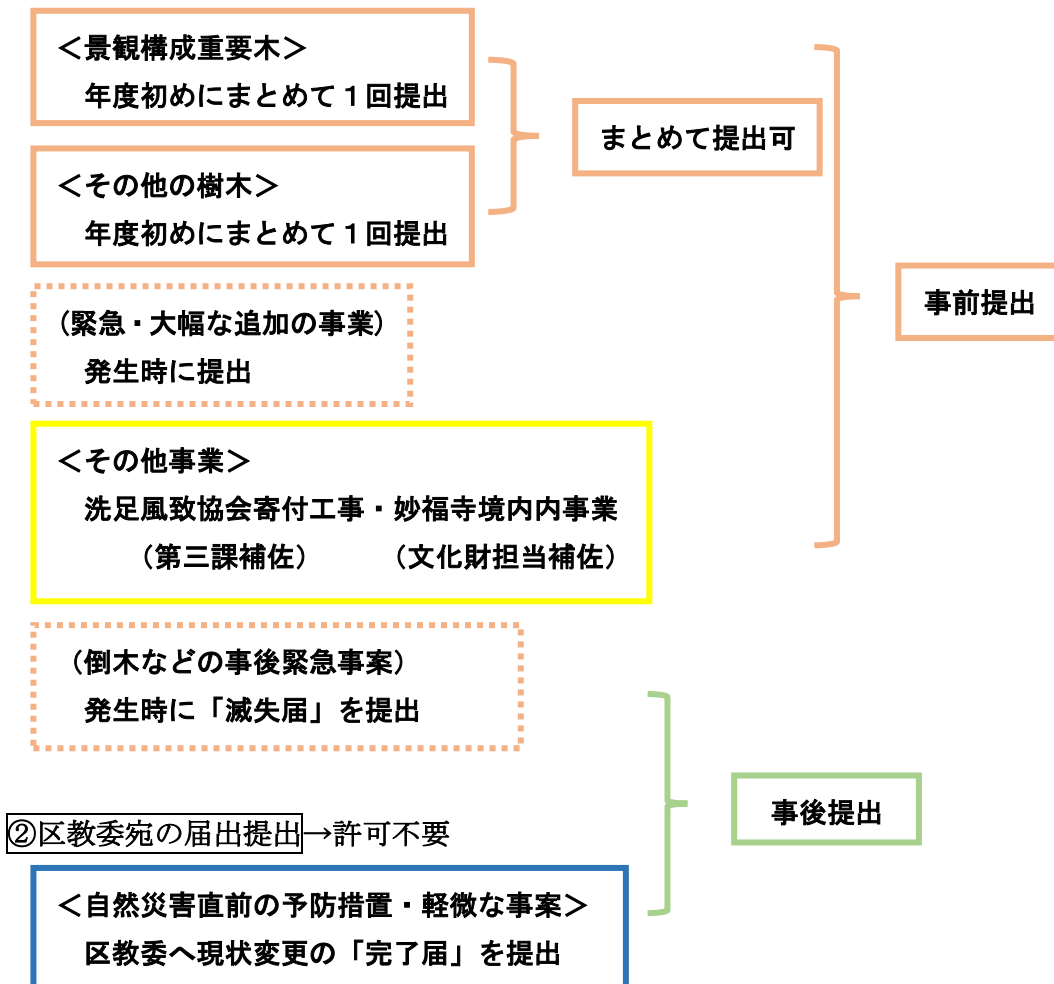
#### 4. 今後の樹木伐採・伐根・新植に伴う申請・届出の予定と提案

##### (1) 今後の明文化フロー



##### (2) 申請・届出提出のケースと事務負担軽減の方策

①都宛の現状変更申請→許可→施工→完了報告



…判断に迷ったときは文化財担当へご相談下さい

## 現状変更に伴う法令条文抜粋

(＊下線・矢印などの記号は加筆)

### 文化財保護法

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。



### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状) に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

### 東京都文化財保護条例

(現状変更等の制限)

第十四条 都指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

### (区市町村教育委員会が処理する事務)

第五十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第五十五条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を区市町村(第二号に掲げる事務は区市に限る。)が処理することとする。

一 法及びこの条例の規定により文化財に関し教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の受理

二 第三十六条で準用する第十四条第一項の規定による都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可並びに第三十六条で準用する第十四条第四項の規定による当該許可の取消し及び停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びに停止命令を除く。)(平一条例一二二・追加)

### 東京都文化財保護条例施行規則

(現状変更等に係る許可申請等)

第十三条 条例第十四条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により、都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者(以下本条において「許可申請者」という。)は、別記様式第十二号による現状変更等の許可申請書に、次の各号に掲げる書類等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(中略)

2 条例第十四条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る許可を受けた者が当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく別記様式第十四号による現状変更等の着工(完了)届を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十四条 条例第十四条第二項(第三十六条において準用する場合を含む。)に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該都指定有形文化財又は当該都指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状(指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。

二 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。

三 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(区市教育委員会が処理する事務の範囲)

第二十五条 条例第五十七条第二号の規定による重大な現状変更又は保存に重大な影響を

及ぼす行為以外の都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為(都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)は、次に掲げるものとする。

(中略)

四 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のために必要な伐採に限る。)(平一二教委規則八・追加)

-----  
<参考>

#### 文化財保護法施行令

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

#### 第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)